

ふるさと寄附金のご案内

秋田県と県内の市町村を応援してくださる方々のご支援をお待ちしております



ふるさと寄附金（ふるさと納税）とは

「ふるさと寄附金」は、生まれ育ったふるさとや応援したいと思う地域の自治体に対する寄附制度です。ご寄附いただいた場合、お住まいの自治体に納めている住民税などから一定限度までが控除されます。なお、寄附対象となる自治体には制限がなく、生まれ育ったふるさとでなくてもご寄附いただけます。

皆様からのご支援をお待ちしております。

お寄せいただいた寄附金については、お申込みの時点でご指定いただく次の1～6のご希望に添って活用させていただきます。



1 明日の秋田を担う 人材を育てたい

〈例〉学力・体力日本一レベルの秋田っ子を育成
少子化・人口減少対策の推進

2 ふるさとの 宝を次世代に 継承したい

〈例〉自然環境と景観の
保全活動の推進

こんな
元気づくりを
ご支援ください

4 活力ある 秋田づくりを 応援したい

〈例〉再生可能エネルギー
を利用した発電導入
の促進、関連産業の
育成

3 おじいちゃん、おばあちゃんも 安心して暮らしてほしい

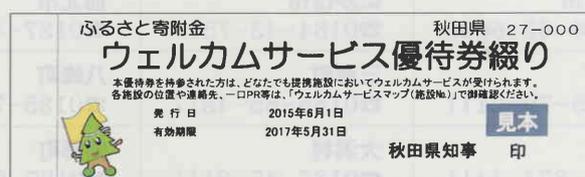
〈例〉高齢者を地域で支える体制づくり

5 使い道は おまかせします

6 1～5以外へ

ご寄附いただいた方と秋田とのきずなを深めます

ご寄附いただいた方には、県内市町村と共同実施している「ウェルカムサービス優待券綴り」をお送ります。本優待券を提示された方はどなたでも、提携施設において、宿泊料や入館料の割引など64の優待サービス（H27.3末現在）が受けられます。



所得税・住民税の控除が受けられます

- 県または市町村への寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定の限度まで、所得税と住民税の控除が受けられます。(※控除の限度額は、個人住民税所得割額の2割までとなります。)
ふるさと納税に係る控除額の計算については、総務省のホームページ ふるさと納税ポータルサイト内の「減税額計算シミュレーション」によりご確認くださいことができます。
- ふるさと納税による税の軽減を受けるためには、確定申告を行っていただくことが必要(原則)ですが、「確定申告が不要な給与所得者等の方」について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、確定申告不要で控除を受けられる手続の特例制度(以下「ワンストップ特例」といいます。)が創設されました。(平成27年4月1日より)
ワンストップ特例の申請を希望される方には、ご寄附をいただいた後に、寄附金受領証明書と併せて、「申告特例申請書」の所定様式を送付いたします。

■ 県への資料・申込書のご請求やお問い合わせなどは、こちらまでお願いします

〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1
秋田県企画振興部総合政策課「ふるさと寄附金」担当
電話:018-860-1212 ファックス:018-860-3873
e-mail: seisaku@pref.akita.lg.jp

美の国あきたネット: <http://www.pref.akita.lg.jp> (「ふるさと寄附金」で検索・申込用紙がダウンロードできます)

- お近くの事務所でもお申込みを受け付けております。

東京事務所 ☎03-5212-9115 大阪事務所 ☎06-6341-7897
名古屋事務所 ☎052-252-2412 福岡事務所 ☎092-736-1129

■ 県へのご寄附の申込みは、電子申請が便利です(申請後、入金に必要な書類をお送りします)

- e-mail …… 「seisaku@pref.akita.lg.jp」に、郵便番号・住所・お名前・電話番号・寄附予定金額・寄附金の活用方法・入金方法・ワンストップ特例の申請書用紙の送付希望の有無・メッセージを記入してお送りください。
- パソコン …… 次のURLにアクセスし、秋田県の申請・届出メニューから手続きしてください。
<https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/akita/>
- 携帯電話等 …… 右のQRコードを読み取ってアクセスしてください。



◎入金方法は次の中からお選びいただけます。

- ①総務省リーフレットの払込取扱票によるゆうちょ銀行口座への振込(手数料無料) ※平成27年7月より
- ②秋田県納付書による納付(指定金融機関からの納付は手数料無料)
- ③専用銀行口座への振込(振込手数料をご負担願います)
- ④Yahoo!公金支払いによるクレジットカード払い(5,000円以上の寄附に限ります。VISA・MasterCard・JCB・ダイナース・American Express)
※入金に必要な書類をお届けしてから納付となります。

■ 県内各市町村でもご寄附をお待ちしています

ふるさと寄附金は、県内市町村でも受け付けています。秋田県に対するご寄附とは別に、各市町村へのご寄附をご希望の場合は、次の担当にお問い合わせください。

秋田市 ☎018-866-2032	能代市 ☎0185-89-2142	横手市 ☎0182-35-2266	大館市 ☎0186-43-7027	男鹿市 ☎0185-24-9122
湯沢市 ☎0183-73-2113	鹿角市 ☎0186-30-0205	由利本荘市 ☎0184-24-6235	潟上市 ☎018-853-5302	大仙市 ☎0187-63-1111
北秋田市 ☎0186-62-6606	にかほ市 ☎0184-43-7510	仙北市 ☎0187-43-1112	小坂町 ☎0186-29-3907	上小阿仁村 ☎0186-77-2221
藤里町 ☎0185-79-2111	三種町 ☎0185-85-4817	八峰町 ☎0185-76-4603	五城目町 ☎018-852-5361	八郎潟町 ☎018-875-5801
井川町 ☎018-874-4411	大潟村 ☎0185-45-2111	美郷町 ☎0187-84-4901	羽後町 ☎0183-62-2111	東成瀬村 ☎0182-47-3401